

龍南會雜談第九拾八號

論 說

寛政異學の禁に就きて(承前)

教授本 田 弘

前號述べた通、所謂林家の彈文は偽作ではあるまいかと疑はるゝのに、更に有力なる證左は其偽作者に候補者あるとである。それは眞摯飾りなき雲空隨筆に就て考へたのであるが、未だ田沼公の執政たゞし頃、關松窓と云者八代巢河岸の學頭であつて、其時聖堂には學頭はなく薩摩の書生三人して預つて居た、然る處市川寛齋字子靜號西野と云ふもの自ら松窓の門人と号し桶町邊に居りしを松窓進めて學頭とし聖堂へ引移らしめた。かの林信敬は實に此寛齋の門弟である。偕其内に田沼は死し、樂翁公執政となり、萬事改まり、其存意にて京より栗山召され、次で岡田寒泉助清召され、さきの兩學頭一時に罷められ、其後釜として聖堂の方には安原三五、林邸の八代巢の方には平澤五助號旭が申付けられた。依是推定するに、此松窓寛齋の中の孰れか一人が林家の日々に栗山に壓迫せらるゝを慨し、傍ら已れの非職せられしを遺憾に思ひ、林家の名を藉りて、所謂林家の彈文を偽作したのであるまいか。金陵道稿龜田鵬齋傳に曰く、

柱白川侯時、侯嘗開言路求壽、先生隣家麾下士、上書論學術時務、頗有冒觸侯意者、侯作色曰、是必鵬齋所代作……於是麾下門人一齊引去、且媚妒者乘以煽之、於是乎門戶寂然下略、
かざる例もあれば、必ずしも當時偽作がないとは云へぬ。よしや右兩人の中の孰れかゝ所爲に非ず

をすも、他に此等の時態機會を見て栗山等に反對する者の所業たることは疑あるまい。要するは彈文が余りに内情に通じて書いてあるので、白地には眞物かと思まがふのである。即ち吾人の臆斷通、彼令彈文が偽作なるにせよ此彈文によつて栗山の權勢がどの位林家に超越せるかを知り得るが此彈文の取り所である。筆の序でに文中の注目すべき個所を二三ヶ所拔出しよう。

一、柴野彦助岡田清助兩人之被仰付候義御上より乍恐私愚昧を御助させ被下置候御用向弁候思召と奉忍察難有仕合奉存候中暑然る處是迄に種々工夫致先方納受仕易き様に私忠を陳説仕候へ共兎角屈兼却つて侮慢の待遇を受け其上先方御威光を挾み不法の取扱ども思召の外當惑心痛仕候下暑

一、岡田清助は出仕前は一向知らず只柴野彦助の勸めに従ひ前吟味も不申彦助の申通に薦擧せしも今日となりては奉後悔……御手前よりも御申上可然候由申候に付其節は何も同人申候通に隨ひ候事に付彦助申通を申上候事に御座候云々

一、追觸のことにつき……私愚意には語方残りなく觸の心に御座候處柴野彦助塾中斗にて其他は見合可然由申候に付老成の申義且同人義は私家の舊門人老儒のにも候間教をも受候様御内意も御座候事々右の通申通りに従ひ罷在候其後塾生の數方再應奉候示諭の趣と相違仕候事論語近思錄のみ講じ聞せ云々彦助意味も有之候哉強て差留候に付不得止其申旨に任せ知して争も不仕罷在候得共御差圖をも相省き候段不調法忍入義に御座候

一、小笠原若狹守より越中守殿の仰なりとて私に申聞る「彦助は其許家の舊門人其上老儒之義其許年若にも有之候間學問筋之義彦助へ従ひ承りて可申候」其節彦助は松平阿波守長屋に住ひ

手狹なれば私宅へ迎へ二三ヶ月程講義承り其後疎遠なりしに傳聞によれば「往て教ふるは禮に非ず」との意なれば日限を定めて彦助宅へ罷越約束なりしに毎會斷はらる蓋し彦助諸生へ論語近思錄講し聞かせ居候に付是を承り候へば外に會等不致候とも濟候由專申聞候御趣意に相背き候様にも御賢察之程奉恐入候云々

一、今年秋釋菜日間之義八月七日迄は養曾祖母之服中……之所彦助と御談問答再三彦助終に本聞翌日啓事役片瀬、平井、結城の三人同伴にて彦助宅へ罷越諫め候へ共不聞……大學頭左程に伺をいとひ候はゞ拙者方より可奉伺と申候由三人の者又參候而右の趣申聞候間是又其意に任せ申候(是迄林家を置いて表儒者より直に釋菜日限等奉伺舊例なきに)下署

一、啓事役ノコノ學問成立行跡篤實の人を擇み兩人彦助へ相談仕候へ共私之指て申候人は皆不承知に御座候兩人より指て申聞候者は老成の申譯故いなみ候義は不仕候故只今右之役に居候ものは兩人の定候者に御座候……彦助は其者へ内々申聞近日啓事役申付候間道具等宜敷所へ廻し置候様になど申聞候由左様之儀私には口を止め自分は恩を賣り候仕方と被奉存候

一、上皇元來兩人推舉之者に候故彼等心中にも進退之權は兩人に御座候と奉存候私をば蔑視仕心服仕候故不得已傍觀仕罷在候兩人之胸臆中私を侮慢仕私を差置彼等とば私惠感服仕候と私之令自然と行れ不申候様ニ相成當惑心痛仕候

寛政七年の進仕停止の令は、定信退職後に係るは係るもの素とく定信の考案に出でたるものであり。定信辭職の原因は諸説紛々以て疑問に屬するけれども、重に大奥の女中に因縁したらしい。頼襄の祭文に定信を許して「毎令發人之望之、如出暗夜而觀日月也、其聽之也如將潰之

奪得三良將、而聞三其呵喝也。七年之中百弊盡撥」と云つてあるが、此勢を以て施したる彼が收縮政策は、固より紀綱振肅の功なかつたではあるまいけれども、之と同時に社會の自由人心の快活を殺いたる傾向がある。即ち眼中政權の一事ありて、其他は社會の自由に一任してあつたかの田沼意次の時代に比ぶれば、大に社會は狹隘を感じたに相違ない。異學の徒は反對し、大奥の女中并に一橋黨は公を退けんことに日夜汲々し、市民も亦陰に壓悪せるものあつたらしい。此風潮に鑑みる所ありて、寛政五年七月定信は終に辭職をした。辭職したと云つても定信の威光は毫も衰へぬ。將軍以下に定信の遺制を守つて尙ほ風を更へ俗を遷すなに力めて居た。公の親臣廣瀬典公の著なる羽林源公傳一名白河樂翁公傳に

(辭職后)御登城の時御同心迄も越中守殿御上り杯さ呼び罵り騒ぐさま御老中の登城よりも盛なり臣典の知所は御儒官の柴野彦助岡田清助尾藤良佐など申すは皆公の御吹舉にて召出されたりさいふ人々にて執政の時は時々機密の事をも詢訪し玉ひしが御退閑の後も此人々慕申さるさ云ふさも敢て對話を成し給はず儒臣すら如斯なまば要路の御役人は御對面もなかりしなりかくなくし給へども威權未だ御身にあるが如く世の人唱へ奉り嫌疑を免れ給ひ難ければ又々外溜の如く御先立云々御退職あり十餘年を経て只今に至ては御權威も全く上へ歸し嫌疑も絶へ人の目を屬する處は只御德義のみにて天下の得失善惡に付てつまりは公かくて在せば何分の時は公こう出給はんぶご口ぐせの如く申事なりし

第二令の出でしは公の退職後二年目であつた。右の如く勢望ある定信公寧んぞ預り知らざるの理があらうや。

余輩は尙ほ禁令の影響として此際極めて劇しかつた正學異學の辨論を彼此對照品隣すべき材料を幾分集めて居るけれども、中にも滄洲與栗山書、拙齋答滄洲書、松崎謙堂の對策近世先哲叢書尾藤二州の正學取なごは必らず見るべきものである余り長くなるから總て省略して直ちに一般の結果に就て簡略に述べよう。

三上博士傳、伯河樂翁公と徳川時代に於て、一言以て定信が學政意見を許して、固く誤れずと教へられた。蓋し異學の禁の樂翁公一代の瑕瑾なりしことは、殆んど萬口一致の姿である。其然る所以は其結果が悪るかつた爲めである。固より台命に托して述齋を舉げ、述齋の事は史學雜誌第六編第一號に日下寛氏の論考がある正學社を引て羽翼とし、其他薩摩の儒臣赤崎源助（赤崎ト）楨幹、安藝の儒臣頼彌太郎（頼彌ト）惟寛（頼寛ト）あんにんに講師を托して、正學を勵まされたから、正學頓に面目を回復し、紛亂せる學風は稍特色あるものと變じ、放縱にして争氣ある異學の徒も、年を逐ふて沈黙に歸し、從て幕府の威信を繋ぎ、仕官に志あるものをして皆我用を爲さしむるに至つたとは云へ、これ一時の彌縫策に過ぎずして、利は以て害を贖ふことが出来ぬ。かの滄洲が

唯宋儒籍是讀、汨没於小學近思錄語類等數書間、其弊終成不立文字教外別傳、僅能以頭巾氣習飾其陋耳

と云ひ、續いて

雖有久要、挾僞求名、循點其間、依違不決者最象矣、

と云ひ、終に

謀自已出、則諂諛阿附、獲乘間而迎合得_二其意_一、方正之士將_二卷懷退避_一、恐學術之衰自是不振、と云へる言正に當れりと謂はねばならぬ。

かくて官學は老學研究の府となりて活氣なく、只國法によりて其位置を保たんとし、私學の徒亦多く考証經義に汲々として、直ちに自家の胸臆を據ふる者がなかつたので、時勢の議論又は高尙の哲理を論じ、苟くも當代を代表するに足るべき漢學上の著作は一つも出なかつた、日本外史の如きは、佐藤一齋、陸奥に秘せる者

安積良齋、古賀洞庵、安井息軒、鹽谷宕陰等平居皆陸王若くは古學拆衷學を喜ぶものではあつたな
 れど、身官儒となりて、異學の徒も進士皆無ありしに非ず蓋し實云へば正學の徒に淹通博綜の人物がでなかつた故であらう時不可なるにより、敢て公然之れを
 唱へて門戸を立つるものはなかつたのである、かの後らに古學を修めて、所謂異學者流の翹楚と仰
 がれた松崎謙堂の如き俊も、其の弱冠のころは、ときの制度に束縛せられて。酸粹な朱子派であつ
 たこと、かれが昌平校にての正學異學の策間に對する答案によりてあきらかであ
 る、重野博士の説而して一方に於ては、有爲才幹の士をして放浪戲謔一世を醉夢に附せんとするに至らし
 めた。例へば皆川淇園の晩年豪奢に耽り、中井履軒の放曠自恣なる、偕は龜井鵬齋の跡を酒徒に晦
 ますが如き、一は激する所あつて然りしのである。かくて漢學界は未來に望みなく、過去に回顧な
 く、只現在を詩文の間に貪る徒のみを以て充たされ、大鹽後素天保八没二輪執齋寬保四没帆足萬里嘉永
年四十四の一人を除く外巍然として師傅たる者亦絶て無かつた。其後星遷り物變り、佐久間象山元治元没
年五十四
春日潛庵明治十一年没山田方谷明治十没林鶴梁明治十没等獨創特見の士相踵で出で、世復た正學一統の時年七
十五に非
 ず、勢或は第二の伊物を出さんも知るべからざりしに、内外騷擾、士人また文藝に従ふに違がなく
 、十數年間衰運日に長じ、以て明治維新に至つた。嗚呼支那分割の問題、漢字全廢の宿論齟結して解
 けず漢學の前途も未だ容易に知るを得ない今日、誰か今昔の感に打たれぬ者があらうや。
 漢學不可廢論者なる重野博士異學の禁の説中に云へらく

六

異學の徒は或は流罪に處し或は禁錮追放し全國の學風を一種に歸せしかど是よりして漢學は追
 々衰微し享祿正徳の頃の如く碩學偉才輩出するとなし又其頃よりして蘭學渡來せしも之を賤ん
 で人外黷說の所傾迄も其弊甚しく洋學の進歩を妨げしこと許多なりしに洋學進歩の今日に至り

ては却て和漢の學を目して迂遠固陋とし殆んど仇敵の如くするはこれ皆偏するの害也。吾輩は實に先生の博識に服する。しかも其異學の禁の説中「或は流罪に處し或は禁錮追放し」とあるに至つては疑なきを得ない。吾輩は不幸にして未だ異學の禁令の爲に追放若くは流罪に逢ひし人を見出すことが出来ぬ。林家の彊文に「其頃熊澤山鹿之異學之徒邊滴を蒙り候事ニ候」とあるが、按ずるに熊澤次郎八が京都所司代に追はれたの外、公武の政事を批評し、京都の人心を動搖せしめたからである。所司代の言に曰く、「了介知れぬ筋の學術を以て諸人を説き勧め公家衆の風儀を引損ひ甚だ其恐れあり」。詳しいとは史學雜誌一の七號に菅政友氏の「熊澤萬山幽居始末」と云ふ論文があるからこれに譲る。

山鹿甚五左衛門は「聖要録」を著はしたが爲め、忽ち御咎身に報いて、「入らざる書物作り候」と仰せられ、弟子の義ある赤穂候へ預けの身となつたのである。萬山、素行、共に治道の上より見を立たので未だ純ら學義を以て異を表したのではない。若し此類を以て推せば寛政異學の禁ありし以后に於ても其人を求むるに難くない。例へば林子平、大鹽中齊偕は蠻社の獄の如きも數へねばなるまい。

林は三國通覽海國兵談を著はし、列國併呑の勢を述べ、海防の忽にすべからざる所以を説いたが爲に、妖言を以て衆を惑はすと見なされ、寛政四年五月十六日本藩禁錮の命に接し、所謂閉門となつのである。其禁錮の宣告文に曰く

其方儀縱令利欲に不致候共一己の名聞に拘り取留も無之風聞又は推察を以て異國より日本を襲候事可有之趣奇怪異説等取交著述致し右の内には御要害の儀者も相認め下界

神皇正統記五年庚辰三月廿六日、水野越前守の指圖にて文政五、將軍の任槐を名として特赦に遇ふも子平既にあ
り。實に其死を距ること四十九年の後であつた。其海國兵談はかの熊澤が國防論と比較するに足
らざる著述であることは、今更云はずとも知を切つて居る。

小陽明中齋は天保八年幕府の治安に妨害するよりして賊名を蒙り、討手を向けられ、其隱家に於て
自殺を遂げたのであつて、全くかの赤穂義士が佐藤直方等より賊と呼ばれたのと一轍である。彼が
菅鮑の友頼山陽は日本外史を著はして暗に勤王の志を寓ししも却て白銀を賜はり彼は陽に攝河泉播
へ傳へし檄文中に其意を漏したので立るに禍を招いた。世の中は先づこんなものである。

蠻社とは渡邊登等の尙齒會及び當時の蘭學者を稱した詞で、先年物故された伊藤佳介氏も其蘭學者
の一人であつた。渡邊登の缺告小説及慎機論を著はし、高野長英の夢物語を著はすや、物議
大に起り、大學頭林銜の子に當る目附職鳥居耀藏は之を目して時事を論じ、妄言衆を惑はすものと
なし、登は蟄居に逢ひ、長英は永牢を命ぜられた。長英は一旦牢を脱れ出たけれども、捕吏の襲ふ
所となりて自殺を遂げた。

其の他君平蒲生氏の如きも文化四年松前騒動の際、不恤緯五篇を章して老中に獻じ、狂妄と見做さ
れ、將に罪せられんとし、古賀精里の救解によりて漸く免れしもの。例の尊號一件より快々とし
て樂まず、劇飲大醉自放して死んだ。國學者の中にも在滿の如きは大嘗令訓蒙を著はして忌諱に觸
れ平田篤胤は大扶桑國考を著はして江戸追放となり且つ將來の著述を禁止せられた。

然れども此等は直接異學の禁を犯して罪せられたものではなくて、異學の禁令に觸れ禁書編遺放せ

られたものは先づ無いと謂ふても差支はない。只職を罷められた者は往々あつたらしい。前に云つた松窓や市川寛齋の如きもその例である。殊に松窓は林家四世の學職を勤めて居たのに其れを廢して、其上離門終身禁錮同様の憐れな境遇に陥つた。松窓の後を襲へる平澤五助旭山も林銜の聖堂本改革につれ異學と稱せられて八代巢岸の學職を罷められた。要するに異學の禁は、非常の極度には達せなかつた。何となれば罪せられた者も少なく、又異學の徒にして時としては登庸せられた者も見ゆるからである。

吾人ハふれより第三章として支那及西洋との比較をなし以て結論に及ぶ筈であつたけれども、元來此篇は教師方の原稿の互しき折々に埋め草として出したのであつて、猶曠日彌久の譏を招く恐れがあるから此邊で擱筆しよう。

道家の無有論と盜賊説

講師野々口勝太郎

萬象は屬々として充てり、羣類は蕤々として動けり、下に山岳峙ち、江河流れ、草木茂り、雞犬蟋蟀咽びまた啼き、上に日星輝き、風雨亂れ、霜雪結び、雲霧雷霆飛び且つ轟く、此の中間はありて塊然たるもの、是れ人とわれ、われに接して家人の偃仰するあり、われを離れて行人の抵觸するあり、之を天地の大なるにくらべ見れば、其形寸なる能はずして、豆の如く小なるべしとすらむ、たゞ夫れ目を開くところ萬象こゝに森羅すれども、一たび目を閉づれば黒闇々、一切の萬象は消れてそこに在らず、(機に心よりして眼にうつり、既に見たる印象を數ふるを得むといへども、これを、彼道家の無有論を見るべき所なる、